

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第十条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「超過勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、超過勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、<u>教育委員会規則で定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子のある職員が当該子</p>	<p>(前略)</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第十条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、<u>正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子のある職員が当該子</p>
---	--

を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(後略)

付則

(施行期日)

1| この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2| 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年港区条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

(港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3| 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年港区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十条に規定する勤務」を「第十条第一項に規定する超過勤務」に改める。

を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(後略)